

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和6年2月13日(火) 13時28分開会 15時22分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・深沼達生・議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、企画課長：鈴木 聡、同課長補佐：吉田寛臣、保健福祉課長：藤田哲也、同課長補佐：石川 淳、同主幹：阿部俊夫、同健康推進係長：倉重千晶、子育て支援課長補佐：寺岡淳子、建設課長：山田寿彦、同課長補佐：小笠原国雄
- 6 傍聴者 十勝毎日新聞新得支局長：小野寺俊之介
- 7 議 件
  - (1) 町長からの申し出事項について
    - ・清水町男女共同参画基本計画について
    - ・第3期清水町障がい者基本計画及び第7期清水町障がい福祉計画並びに第3期清水町障がい児福祉計画について
    - ・第3期清水町健康増進計画について
    - ・清水町住生活基本計画及び清水町営住宅等長寿命化計画について
  - (2) その他
- 8 会議録 別紙のとおり

【開会 13:28】

- (1) 町長からの申し出事項について  
・清水町男女共同参画基本計画について

山下議長：只今より全員協議会を開催する。最初に町長から挨拶をいただく。

町長（阿部一男）： 全員協議会にお集まりいただきありがとうございます。今日から急に気温があがり、足元が特におぼつかない中であるが、うちの職員も2、3日前に転んで大きな怪我をした経過があるので、お互いに気を付けていきたいと思うところである。そんな中で、項目は4つだが、計画はもう少しあって、5つ、6つの計画について、皆さんに説明をさせていただく。これは議会の議決事項ではなくて、これから皆さんに説明した後、パブリックコメントをかけて、それに基づいて最終決定をうちの方で、庁議の中で決定させていただいて公布になるということであるので、その辺についてもどうぞよろしく願います。

山下議長：それでは、申し出事項の1番目、清水町男女共同参画基本計画について説明を願う。

企画課長（鈴木 聡）：私から清水町男女共同参画基本計画の概要について説明させていただく。今回策定する清水町男女共同参画基本計画については、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての基本的な計画として、町の基本的な目標について定めるものである。策定においては、第3次北海道男女共同参画基本計画や第6期清水町総合計画などとの関連計画との整合性を図りつつ、また、町民6名で構成する町民懇話会を本年度2度開催し、その中でいただいた男女共同参画に向けたご意見やご提案を踏まえて策定していく考えである。計画の内容としては、表紙をめくって目次がある、第1章、計画の基本的な考え方、第2章、基本計画の2章の構成となっている。第1章においては、基本理念や基本目標などを記載し、第2章において基本目標に対する現状と課題、施策の方向についてそれぞれ記載するものとなっている。次に3ページをご覧ください。こちらに計画の体系図を載せている。まず、基本理念として、男女の人権の尊重、地域社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5つを基本理念に掲げている。基本目標は、社会における男女共同参画の推進、家庭における男女共同参画の推進、学校教育における男女共同参画の推進、職場における男女共同参画の推進、地域社会における男女共同参画の推進の5つを基本目標としている。目標に対する施策の方向としては、現在取り組んでいる各種施策を中心に基本となる方向を記載している。今後、基本的な方向に向けて具体的な取り組みを進めていくことになるけれども、その点については今後関係課と連携しながら詳細を検討したいと考えている。最後にスケジュールであるが、2月15日からパブリックコメントを実施させていただく。その後、その意見を踏まえながら、また、北海道の助言もいただきながら年度内の計画策定を目指していきたいと考えている。詳細についてはお配りした計画案をご覧ください。簡単ではあるが、以上、清水町男女共同参画基本計画案の説明とさせていただきます。

山下議長：何か質問等があれば受けたいが、質問あるか。

川上議員：中身ではないけれども、このような計画があるのであれば、できれば事前に素案を送っていただきたいと、今ここで見てもコメントしようがないので、その他の計画も一緒だと思うけれども、できれば事前に配布をお願いしたいと思う。

山下議長：要望ということで受けたいと思う。その他何か質疑あるか。

(「なし」との声あり)

山下議長：それでは、男女共同参画の基本計画の素案についてはこれで終わらせていただく。ここで暫時休憩する。

【休憩 13:35】

【説明員退席 13:35】

【再開 13:36】

- ・第3期清水町障がい者基本計画及び第7期清水町障がい福祉計画並びに第3期清水町障がい児福祉計画について

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。2点目、第3期清水町障がい者基本計画及び第7期清水町障がい福祉計画並びに第3期清水町障がい児福祉計画について説明願う。

保健福祉課長（藤田哲也）：本日は、第3期清水町障がい者基本計画及び第7期清水町障がい福祉計画並びに第3期清水町障がい児福祉計画について、現在計画の作成を進めているところであるのでご説明申し上げます。本日の説明員として、私保健福祉課長の藤田、課長補佐の石川、主幹兼福祉係長の阿部、子育て支援課長補佐の寺岡の4名で説明させていただく。第3期の障がい者基本計画、第7期の障がい福祉計画、第3期の障がい児福祉計画の素案について説明する。この計画については、障害者基本法に基づく障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を一体的に策定するものである。それぞれ現計画の期間が令和5年度末となっていることから、次期の計画策定を進めているものである。計画期間については、第3期となる障がい者基本計画が令和6年度から令和11年度までの6年間、第7期となる障がい福祉計画と第3期となる障がい児福祉計画が令和6年度から令和8年度までの3年間となっており、障がい福祉施策の方向や障がい福祉サービス等の提供体制に関する目標値を設定するものとなる。計画策定に際しては、福祉関係者に一般公募の町民を加えた、9名による計画策定委員会を設置し、策定作業を進めているところであるが、2月15日から3月6日までにかけて、素案のパブリックコメントを実施することから、議員の皆様は素案の概要を説明するものである。計画の主な内容については、

障がい福祉を担当する阿部主幹兼福祉係長から説明する。

主幹兼福祉係長（阿部俊夫）：素案の主な内容について説明する。この計画は全7章による内容となっている。目次には一部ページ数が入っていない部分がある。これは、意識調査の結果についての部分になる。今後のパブリックコメント等を経て、素案内容に修正が生じた場合も踏まえて、このような形となっていることをご了承願う。3ページから4ページの第1章、計画策定の趣旨と、5ページ、6ページの第2章、計画の位置づけ・期間については、先ほど保健福祉課長より説明があった通りとなる。6ページなるが、3つの計画の名称であったり、根拠法令であったり、その政策、計画の期間について上の表に記されている。計画の期間は下の表になる。令和3年度から令和11年度までの年毎にこのような計画を策定し、進めていく形で表に表している。続いて第3章、7ページから14ページになる。本町の障がいのある人の状況になる。これについては、障害者手帳所持者の数、人口に占める割合等を記載している。7ページには障害手帳所持者（児）及び人口に占める割合の推移として、令和元年度から令和5年度までの人口、そして障害者手帳をお持ちの方の総人口に占める割合の推移を示している。これを見ると、精神障害者福祉手帳、一番上のオレンジ色の数字になるけれども、この手帳所持者が少しずつではあるけれども増加傾向にある。続いて第4章、計画の基本理念、15ページから16ページになる。この計画の基本理念についての説明になる。町の総合計画に記載されている、まちの将来像の実現に向けて、基本理念をお互いに支えあい、自分らしく暮らし続けることができる、共に生きるまちづくりとしている。そして第5章、17ページから30ページが障がい者基本計画になる。この計画は6ページの上段にある、清水町の障がい者施策についての基本的事項を示した計画になる。今回策定している障がい福祉計画と障がい児計画と連携している計画であり、計画期間は6年間である。3つの基本目標と、10の施策を表記し、乳幼児期から高齢期に至るまでの間で、具体的に取り組む事業について、その事業の中身を表にして表している。計画については、皆さまにご協力いただいた意識調査の回答も参考にさせていただいている。つながりを作る、つながりを強くしていくことを重点的に取り組むことを土台としている。各年代の支援がつながっていくように、また福祉の課題を福祉の関係者だけで考えずに、様々な分野の支援者が横につながり、柔軟に意見を出し合って、支えていけるように、計画を進めてまいる。文章に記載されている（当事者問）とか（関係者問）という表記については、今回実施した意識調査の内容から計画の策定に反映している箇所になる。続いて第6章、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画、31ページから57ページになる。この計画は、国が示した基本指針に基づく成果目標と、障害者総合支援法に基づいて福祉サービス、地域生活支援事業の見込量とサービス提供体制の確保等に係る目標を設定する障がい福祉計画と、児童福祉法に基づいて、児童福祉法のサービスの提供体制の確保等に係る目標を設定する障がい児

福祉計画になる。この計画について、項目ごとに目標値や必要量、見込量として数値を表記しているが、サービスの利用者が増えることが、障がい福祉の充実につながるということではないため、あくまで今の清水町の現状に沿った数値になっている。31ページの基本指針については、令和8年度における成果目標を設定することとしているが、既に達成済みのものもある。36ページにある(5)障がい児支援の提供体制の整備等という項目になるが、①児童発達支援センターの設置、②保育所等訪問支援事業の利用、⑥医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置という取組事項内容については、既に今の時点で達成済みの内容となっているので、中にはこういった既に達成済みのものも含まれていることをご了承願う。41ページからの障がい福祉サービスの目標値設定、49ページからの地域生活支援事業の目標値設定、54ページからの児童福祉法に基づくサービスの目標値設定については、サービス内容の概要、町における現状と課題、令和6年度から令和8年度に向けての目標値を設定している。この中には、見込量が0となっているサービスもある。これは今まで清水町で利用実績がないサービスであったり、または、今は町内にサービス提供ができる事業所がないといった背景、利用見込が現時点では読めないため0となっているものがある。これはあくまで今の数値であり、この先サービスの利用相談などが生じた場合には数値が変わってくる。この計画については、障害福祉サービスの利用を前提としている計画となっており、どうしても見込量などで表さなければならない部分があるけれども、障害のある人の中には、障がい福祉のサービスを使わなくても働いたりしている方もいる。特に就労系のサービスは、その傾向が高いので、福祉のサービスを利用しないまま働いている方もいる。また、児童福祉法に基づくサービスを利用しているも、成人期に今度は福祉サービスを使わない方もいる。1人ひとりが希望する生活の形はバラバラであったりはするけれども、サービスを利用する、利用しないも含めて希望する生活の形が実現できるように、計画を進めてまいりたいと思う。

委員長：特に質問があれば受けたいと思うが、何か質問あるか。

川上議員：1点気になったのだけれども、14ページの相談の状況で、障害がある人やその家族の相談状況であるが、令和元年度から比べたら令和5年度はかなり減っているけれども、これは相談しなくても対応できるような状況になったからという理解でよろしいか。

主幹兼福祉係長：相談に来る件数というのは、数字的にはあまり変わってはいないけれども、福祉係でまとめている表があって、相談を受けたときに入力が入り付いていないものがあったりするので、若干数字が減っているように見えるけれども、相談自体のボリュームは変わらないという印象がある。

保健福祉課長：補足させていただく。令和5年度の14ページの数字、合計で148件となっているが、これは9月末までの数字ということである。主幹から話があったように、一部件数カウントが整理されていないものも年度途中なのであるが、年間を通じれば昨年度と比べて減っているという方向ではないだろうというのが担当窓口での感触ということである。特に福祉サービス関係の部分が、令和4年度と比べると減ったりしている点については、コロナ禍の中で障害福祉サービスも有効期間が若干緩和されて、延長されたりしたのがあるので、サービスを利用されている方が更新する時に、通常なら1年とか3年とか長くなっているから、相談の時も継続して利用しているようなケースもあるということ、それから、その他の部分であるが、様々な相談があるが、ここにカウントしているのは電話相談はカウントしていない。サービス利用とかちょっとした相談、生活的なことも含めて、そういう相談は窓口に来るといっても電話でというのも増えているということなので、ここにカウントしていないけれども電話での相談もあるということである。

鈴木議員：概ね理解はした。この福祉計画に基づいて、例えば保育施設であれば保育施設の人員配置、例えばきずな園とかのそういう部分には結びつかないのか、計画の中に色々やっていくとあるけれども、実際に実施する、グレーの子ども、そういう部分の数字というのは計画の中ではなぜか出て来ないけれども、要はこのようにやっていくというのはあるけれども、実際はこのように対応していくという、例えば保育士であったり、きずな園であったりの施設の充実化を図っていくというような、そこまでにつながる計画はないのか。そこまでは必要としないのかどうかも含めてお聞きしたいと思う。

子育て支援課長補佐（寺岡淳子）：きずな園は定員が決まっています、今、定員以内の利用者数なので、そこに職員の配置といのは、定員によって決まっているという状況である。子ども園であるが、例えば、まだ未判定とか、年齢が幼いので診断がついていないとか、これから成長の過程でどのようになっていくのかわからないというような年齢の子なので、どういう状況をもって障がいというようにするかというところの難しさもあるので、例えば、子ども園であれば保護者の方から、こういう特徴があるので、ぜひ集団の中ではこういうことを気を付けて欲しいという話があった場合だとか、子ども園側から見て、集団の適応が難しく、誰か1人手をかけないと皆と一緒に楽しめないという場合とかを考慮して、このクラスに1人配置しようという、その時の子どもの状況とか、人数とかによって配置を決めているので、なかなか計画の中で、何人そういう子どもがいたらとか、どういう状況の子どもがいたら何人配置するということは難しいと思っている。

鈴木議員：例えば、子ども園から次の小学校に行った時に、直接何人とは聞いていないけれども、学校に行けなくなっている子どもというのが、心強くて行けないのでは

なくて、逆のパターン、今、幼保小連携とかやっているのは認識しているが、増加傾向にあると聞くとところによると多いから、そこを見直すというか、どのようにケアしていくのかというのが、実際この計画にはない。これに対するアクションプランというのはどのように考えていくのかというのが、周りで苦勞している親御さんもいっぱいいるし、どうしていいかわからない親御さんもたくさんいるので、ここは、うちの町は子育ての町と言われるのであれば、もっともっとういところを次のアクションプラン、作るかどうかは別として、どういう対応をしていくのかというのが計画の中に織り込めなくても運営していく上でどのように考えていくかと言うのは、今後持っていた方がいいのではないか、そのための人員増というのは常日頃私は言っているが、そういう部分については結果としてあまりいい結果が出ていないところもある、いい結果が出ているところもあるけれども、ここを平準化するというか、できるだけいい方に合わせていくためには苦勞するしかないと思う。この計画の中の次の段階のところもぜひ考慮して欲しいと思うがどうか。

子育て支援課長補佐：不登校の問題だとか、保護者の方も本人も苦しんでいる現状があると思う。不登校の子ども皆に発達の問題が隠れているかどうかというのはそれぞれなので、この計画に位置付けるのはすごく難しいと思う。ただ、福祉と教育の連携というところに力を入れていて、学校にいった後も、子どもがうまく適応できているかどうかということも連携しながら、発達の視点からもみていくという連携が深まってきているので、引き続き、個別の対応が必要なことで、一概にあてはめてというのはすごく難しいと思うので、現状を踏まえて何ができるかということとはよく考えていきたいと思っている。

鈴木議員：ということは、やはり余裕のある運営が現場でできるかどうかということだと思う。そういう子どもがいたからすぐ採用すると言っても、新人ではできないし、力のある人なんてそう簡単に来ないというのがあるから、育てていくしかないと思うので、町長、副町長にはこの部分についてはよろしくお願ひしたいと思う。現場サイドからもお願ひしてほしいと思う。

桜井議員：不登校の話が出たので、それと同時に引きこもりという現実があるのではないかと思うけれども、我々議員であっても近所で引きこもりの方がいても、なかなか聞けないという状況もあるし、民生委員であってもなかなかそういうところに相談をするようなこともしづらいとか、色々な障害もあると認識しているが、そういった対策についてはどのように考えているかお聞きしたい。

保健福祉課長：引きこもりは、直接障がいがあるから引きこもっているということでもないが、障がいを持っている方が往々に引きこもりに陥っているというのは話しが

あったとおりで思っている。そういう部分に対応していく上で、民生委員もそうであるが、本人や家族が困った感を持っていないというケースというのは、なかなか介入しづらい、逆に介入しようとする余計な事をしないで欲しいとか、何も困っていないし普通だからという形になっていくというケースが往々にして多いと思う。一方で、社会的に問題になっているのは、80歳くらいの親御さんがいて、就職氷河期と言われた方々がそのまま50歳くらいになってきている、8050問題と言われるものであるが、親の年金を頼りに引きこもって生活しているというような家庭も見受けられると思う。そうすると最初に経済的な問題がきたり、親の介護の問題が生じたりということがその家庭に入ってくるので、そういう機会とか、ケアマネージャーが在宅で訪問するとか、経済的な相談があったりとか、そういう時に就労も含めて家庭そのものの生活の立て直しみたいな形の中でどうやってその家庭と接触を持って行くのかを特に大事にしたいと考えている。実際、相談窓口は広報等で出すけれども、なかなかすぐに反応がこないで、アプローチの仕方というのはそこを大事にしていきたいということで考えているし、もし気になる家庭がある場合には福祉の方に情報提供いただければ、その場ですぐ介入するかどうかも含めて、状況をケースに応じて検討させていただいて訪問してみるとか、色々な形をとりながら町民の皆さんが健康で、生きづらい世の中なので、それを抱えずに暮らせる町にしていきたいと思っているので、今申し上げた点を重視しながら取り組んでまいりたい。

桜井議員：よくわかった。地域の絆もなくなってきた中で、なるべくそういうことはしたいと思っているが、現実、本当に家族の中で、どこに相談していいかもわからず苦しんでいる家庭もあるかもしれないので、そういったものをしっかり見られるようなことを考えていただきたいと思う。

保健福祉課長：補足的な答弁になって恐縮だが、今回は障がいに関わる3本の計画についてパブリックコメントの説明をさせていただいているが、令和7年度からの計画開始期間とする地域福祉計画というものが別にある。これは、障がいも、健康増進という計画も含めて、地域の生活をどのように支えて行くかというグローバルな計画であるが、過去にも度々議会の中でも質問や意見をいただいているが、引きこもりに関してのアンケートとかも進めてまいるので、町民の実態を少しでも把握できるように努めてまいりたいと考えているところである。

山下議長：他に質問かなければ、障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画について終わらせていただく。暫時休憩する。

【休憩 14：06】

【説明員退席 14：06】



【再開 14：07】

・第3期清水町健康増進計画について

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。3点目、第3期清水町健康増進計画について説明願う。

保健福祉課長：第3期清水町健康増進計画の素案について説明申し上げる。説明員は私、保健福祉課長の藤田と、課長補佐の石川、健康推進係長の倉重の3名で説明させていただきます。この計画については、健康増進法に基づく市町村健康増進計画であり、国が国民の健康づくり運動として取り組む、健康日本21を推進する地域計画である。この度、国の健康日本21が第三次計画ということで策定が進んでおり、本町の計画についても、第3期となる健康増進計画の策定を進めるものである。また、自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画についても、心の健康づくりとして健康増進計画内に位置付けして策定するものとなっている。計画策定に際しては、清水町食生活改善推進員などの町民の方や有識者、健康増進事業に関係する町職員で構成する委員7名の計画策定委員会を設置し、策定作業を進めているところであるが、2月15日から3月6日にかけて、素案のパブリックコメントを実施することから、議員の皆様にも素案の概要をご説明するものである。主な内容については、健康推進業務を担当する倉重健康推進係長より説明する。

健康推進係長(倉重千品)：計画の主な内容について説明する。素案の2ページ、3ページ、計画改定の趣旨、位置づけについては、先程課長から説明のあったとおりである。3ページの部分、第3節、計画の期間については、国の計画年度に合わせ、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。国の動向を踏まえて中間評価を実施することとする。計画の対象は、胎児期から高齢期までの全町民である。4ページからは、清水町の概況、5ページ以降は、健康に関する概況として、人口構成の変化、寿命、死亡、介護、医療費、健診の状況を分析した結果について記載している。14ページは、前計画の評価である。評価指標とデータについては15ページの表のとおりであるが、国の評価と同様に、生活習慣病の発症を予防する項目についての指標が悪化している状況にあった。これらの町の状況や、前計画の評価、また国の指針を踏まえて、計画の基本的な考え方を整理したものが16ページになる。計画の基本理念は、生活習慣及び社会環境の改善を通じ、胎児期から高齢期まで、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる町づくりを目指すこととする。基本方針は、個人の行動と健康状態の改善、ライフコースをふまえた健康づくり、生きることの包括的な支援の3つとし、下の表にあるとおり基本方針毎にさらに分野を分けている。この分野ごとに、課題と対策について記載

したものが、17ページ以降になる。第1節は、生活習慣病の予防と重症化予防について書かれている。36ページからの第2節では、生活習慣の改善の内容になっている。49ページの第3節では、主に子どもや高齢者に着目したライフコースをふまえた健康について書かれている。61ページ以降はこころの健康について、それぞれの課題と今後の取り組みについてまとめている。これらの内容の詳細は割愛するが、課題を大きく整理すると、本町では平均寿命、健康寿命、医療費の状況、自殺の実態については全国や全道と比較しても、比較的良好な状態になっている。しかし、本町では、幼児期から高齢期までのほぼすべての年齢層で肥満の出現率が全国や全道より高いということや、内臓脂肪の蓄積を起因とした血液データの項目の有所見者の割合が高いということから、これらを放置することで、脳卒中や心疾患など、本町の寿命や健康寿命に大きくかかわる疾患の増加が懸念されるため、これらの対策に特に重点をおいて取り組みを推進していく。続いて、68ページ目標の設定である。国の評価指標をもとに、本町の評価指標を定めた。69ページの表に町の現状値と目標値について記載している。72ページからは資料になる。こころの健康意識調査の結果や、本計画の用語解説が掲載してあるのでご参照願う。以上が計画の概要である。

山下議長：健康増進計画について質問などあれば受けたいと思うがあるか。

(「なし」との声あり)

山下議長：他に質問がなければ、健康増進計画について終わらせていただく。暫時休憩する。

【休憩 14：15】

【説明員退席 14：15】

【再開 14：16】

・清水町住生活基本計画及び清水町営住宅等長寿命化計画について

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。4点目、清水町住生活基本計画及び清水町営住宅等長寿命化計画について説明願う。

建設課長(山田寿彦)：建設課からは住宅関係の計画2本、住生活基本計画、そして町営住宅等長寿命化計画の2本について説明させていただく。これらの計画の目的であるが、清水町住生活基本計画については、町全体の住宅施策を総合的、体系的に推進することを目的として、清水町の住宅に関する基本的な方針を定めるもので

ある。続いて2本目、清水町営住宅等長寿命化計画については、町で管理している公営住宅において将来的な需要の見通しを踏まえた適切なマネジメント方針を定めて、予防保全的な維持管理や改修により、施設の長寿命化を図り、施設の有効活用と円滑な更新を目的としている。住生活基本計画については平成21年度に策定したが、計画期間が終了しているため、今回改めて新規計画を策定する。次に、公営住宅等長寿命化計画については、平成21年度に策定し、その後平成28年度に見直しをし、今回で2回目の見直しという形になる。各計画の概要説明については、建設課長補佐の小笠原より説明する。

建設課長補佐（小笠原国雄）：それでは住生活基本計画の概要を説明する。住生活基本計画の目次をご覧ください。本計画は4章から構成されている。1ページの1章は、計画の目的や計画期間に関する内容になり、計画期間は令和6年度から令和15年度の10年間になる。2ページからの2章は、住宅事情の特性として主に将来人口や世帯に関する推計、空き家の予想、新築住宅の供給状況と公営住宅に関する内容となっている。15ページをご覧ください。ここでは空き家の予備軍の説明になる。65歳以上の高齢者しか住んでいない持ち家は、平成17年から令和2年までで313増えて、現在1,099世帯あると推定されている。これらの住宅は今後空き家になる可能性が高く、早い段階で対策が必要と考えている。次に21ページをご覧ください。図2-18は持ち家と借家の構成比率となる。グラフの左から2番目が公営借家になる。平成17年では13.6%、543から令和2年は9.8%、394と大幅に減少している。その代り民営借家は令和2年では14.3%から、156増えて576となり、賃貸住宅が公から民へシフトしていることがわかる。次に23ページをご覧ください。新築住宅の供給状況になる。年平均67戸建設されており、内持ち家は年間29.7戸となっているが、近年建設費が高騰しているため、今後は新築は減少し、その一方で中古住宅の需要が増えると予想している。次に43ページをご覧ください。3章は住宅施策の目標として住宅施策の理念と目標を定めている。総合計画の6つの施策に掲げられている一つ、快適で安らぎを感じられる住みよいまち、住み続けたい住環境の整備を理念とし3つの目標を定めている。次に46ページをご覧ください。4章からは住宅施策の展開方向となっている。10の推進方針を定め、具体的な施策の展開となるが、新規・拡充となる施策についてのみ説明する。まず48ページをご覧ください。推進方針1、すべての人が安心して暮らせる住まいづくりであるが、○の4つ目、公営住宅の子育て世帯の入居に関する収入基準を緩和としている。具体的には子育て世帯の方、収入の裁量基準があるが、現在未就学としているところを18歳未満に変更する。次に同ページの○下から3つ目、町単独住宅を活用した子育て世帯への支援として、清水市街の空き家となっている教員住宅を活用し、子育ての若者夫婦向けの貸付住宅の整備としている。次に53ページをご覧ください。推進方針7、移住・定住促進の1つ目の○の中段であるが、移住促進として空き家を簡易宿泊、移住体験などに中長期滞在用の住宅整備

に対して支援を行い移住の促進を図るとしている。次に55ページをご覧ください。推進方針9、空き家の適切な維持管理の3つ目の○になるが、今後予想される空き家対策として、解体・撤去にかかる費用の支援について補助要件を拡充し廃屋解体の促進を図るとしている。以上が新しい住宅の施策となる。その他の施策として、継続事業になるが、住宅の新築・購入に対する支援、民間賃貸住宅建設や家賃補助の支援、既存住宅への改修、脱炭素設備導入への支援事業は継続となっている。以上が住生活基本計画の概要説明になる。続いて公営住宅等長寿命化計画をご覧ください。本計画は5章から構成されている。1ページの1章、計画の目的や計画期間に関する内容となり、計画期間は令和6年度から令和15年度の10年間になり、必要に応じて見直しを実施する。2ページの2章、公営住宅等の状況として、将来人口や世帯に関する推計、公営住宅の供給状況、入居者の特性に関する内容になる。15ページをご覧ください。公営住宅の耐用年数の状況である。令和5年時点で308戸の54.8%が耐用年数を超過している。全て簡易耐火構造の平屋、ブロック造の平屋となり、古い清和団地、宮の森、東、大平、鉄南団地になる。次に24ページをご覧ください。入居世帯の特性になる。公営住宅の入居率は全体では63%となるが、政策空家を除くと72.6%になる。更にユニットバス化した住宅の入居率は現在91%になっている。次に29ページをご覧ください。公営住宅の募集・応募状況になる。5年平均で0.82倍となっている。ユニットバスではない住宅は応募が少ないが、ユニットバス化した住宅は入居希望が多い状況となっている。次に38ページをご覧ください。計画策定にあたり入居者へのアンケートを実施した。その中の38ページ(6)今後の居住意向の回答になる、今回の計画で用途廃止としている、古い清和、宮の森、清樺団地の平屋、大平団地のアンケートで、今後の入居の希望であるが、できるだけ今のままの家賃で現在の団地に住みたい方が29.2%と高くなっている。次に、家賃の安い公営住宅または現在の団地に住みたいが25.0%となり、約55%の方が現在の住宅に住み続けたいと考えている。次に、まちの中心部に近い団地へ移転したい、及び現在の団地以外の家賃の安い公営住宅に移転したいがそれぞれ12.5%となり、移転希望者は25%となっている。次に41ページをご覧ください。3章は長寿命化に関する基本方針として既存公営住宅の点検方法、予防的な観点からの計画修繕を効率的に実施する。改善により既存公営住宅の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげるとしている。次に42ページをご覧ください。4章は長寿命化計画の対象となる事業手法の選定となっている。長寿命化計画の対象となる公営住宅の事業手法を選定している。45ページをご覧ください。下のdの公営住宅等管理戸数であるが、10年後の令和15年度に必要となる公営住宅の管理戸数は、国土交通省のストック推計プログラムから推計して410戸と設定している。47ページからは団地毎に事業手法を決定している。事業手法として3つの選択をする。維持管理、用途廃止、個別改善。維持管理は改善が必要ない団地、用途廃止は住宅の入居募集を停止し、今後、入居状況により廃止する団地、個別改善は耐久性を向上させ、

長寿命化と居住性向上の改善を実施する団地となっている。具体的には56ページをご覧ください。表4-8の用途廃止と個別改善となる団地であるが、清和、簡平、簡易耐火ブロック造平屋建てであるが、昭和43年から45年の10棟40戸は前回の計画と同様に用途廃止としており、現在解体を進めている。同じく清和の簡平、昭和47年、48年の10棟40戸は今回の計画から用途廃止とする。宮の森団地、昭和49年、50年の9棟36戸は今回の計画から用途廃止とする。北星団地、昭和62年から平成2年は個別改善として居住性向上を実施する。清樺団地、簡平は前回の計画と同様に用途廃止とする。清樺の二階建ての部分、若松団地は長寿命化の実施、用途廃止する団地から移転希望があった場合、居住性向上改善を検討する。東団地は長寿命化を実施する。大平団地は前回の計画と同様に用途廃止とする。鉄南団地は長寿命化を実施する。そのほかの団地については維持管理となる。西都団地は前回計画から継続して現地建替としている。新築の公営住宅は令和7年の西都団地が最後となる計画になっている。次に66ページをご覧ください。5章の公営住宅等の実施方針は、長寿命化に向けた点検や修繕周期、改善事業及び建替えの実施方針、改善事業の内容になる。67ページをご覧ください。これまで説明した事業プログラムの一覧になる。団地毎の活用方法と年度別の事業対象戸数が記載されている。一番下の段の左、管理戸数の合計が現在562戸となっている。その右、令和15年の10年後は412戸となっている。以上が長寿命化計画の説明になる。

山下議長：住生活基本計画、町営住宅等長寿命化計画について質問などあれば受けたいと思うがあるか。

川上議員：いつも話はしているけれども、空き家の対策、建設課だけの問題ではないというのは十分わかっているけれども、住生活の説明の中でも予備軍に対して今後の対策が必要だということで話があったけれども、具体的な考えというのはあるか。

建設課長補佐：今回の計画に先立って、関係課、企画課、町民生活課、商工観光課、建設課で協議をした。その中で空き家の部分が非常に大きな話になり、基本的な考えとして、今空き家となるもの、これからなるものに対して、いいものは自然に流通する。我々が関わらなくても自然に流通するので自然に任せようと思う。困るのが流通しないもの、解体されていない家があるもの、これをどうにかしないとしないということで、これに関しては今ある制度として解体の補助制度がある。こちらの方が若干拡充しなければならない部分があるだろうということで、要綱の見直しをして解体に使える幅を広げようとしている。それともう1つ、いい住宅を流通させるためには、中古の購入に関しては現制度であるので、それを活かしたままいくが、ただ、今まで購入した住宅に関して、同時にリフォームの補助が使えなかったという現状があった。これに関しては現在見直しをしようということで、中古の購入とリフォームを同時にできるように考えていると現課の方が

ら伺っている。大きくはこの2点である。それと、建設課の方で空き地、空き家バンクをやっている。昨年から固定資産の通知を出すときに、空き家について登録しませんかというお知らせを入れている。少し反響があり、登録希望の方があつたり、遠方に居るので現状がわからないまま登録をしようとする方がいた。写真を送ったりしたことで、登録ではなく解体の方向に進んだ事例もある。このような地道な活動を去年からやっているが、令和6年に向けては更に制度改正をしながら進めていきたいと考えている。

川上議員：考え方は分かった、ただ、予備軍をどのように、亡くなった後をどうするのではなくて、亡くなる前に一人暮らしの家を今後どうするかということの相談体制もしっかり、いわゆる終活事業をやっていかないとならないと思う。なるべく空き家を増やしていかない、難しいけれども現実的にはそういう方法も必要ではないかと思う。それと、新築の補助を今やっているけれども、中古住宅に対するリフォームの補助というのは、新築に比べたら決して手厚くなっているわけではないと思う。そういう部分では、新築に力を入れるのではなくて、リフォームをもっと充実させるという施策に方向転換して、なるべく空き家を減らしていくという方法をとっていかなければ、今後どんどん空き家が増える一方で、収集がつかなくなるのではないかと思うが、そういう部分の検討はされているのか、それとも今後どう考えられるのか聞きたい。

建設課長補佐：中古住宅に関しては先程お伝えしたように、リフォームと同時に使えるとう部分と、買われる方がおそらく若い世代が多いと思われる。リフォームに関しても子育て世代に対して手厚くできないかという検討はされているようなので、現段階ではそのような内容となっている。

山下議長：他に質問かなければ、住生活基本計画、町営住宅等長寿命化計画について終わらせていただく。暫時休憩する。

【休憩 14：37】

【説明員退席 14：37】

【再開 14：49】

## (2) その他

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。その他の項目に移る。1点目、道町村議会議長会から要請があった。災害見舞金の協力依頼があったので、清水町議会としては議員会で既に義援金を送付しているので、1議会できていたので、1万円を見舞金として議長交際費から送付したいと考えている。改めて議員会の方から支出はしないということで、議長交際費から1万円を出して、道議長会の方に報告した

いと思う。これは報告になるのでご承知おき願う。続いてもう1点、警察に届けてある機器の関係で、事務局から今の状況を説明願う。

事務局長（大尾 智）：1月の全員協議会で関係者名簿等を提出したとお話しをして、そこから約1か月程経っているが、あまり動きがないようだったので、こちらの方から先週末に担当者にどのような状況か電話で聞いた。証拠品の部分については前にもお話ししたとおり本体にデータがあるわけでもなく、その部分での鑑識を進めるといっても困難であるという話をされていた。それと、議員と職員の聞き取りについては、準備中でスケジュール調整しているので、今後、別途連絡するということであった。新得署も少ない人員でやられているということなので、他の案件もあってなかなか進まないけれども、今調整中との回答であった。

山下議長：機器の関係については、その都度全員協議会ごとにお知らせするというご話したので、前回の協議会から今日までの部分については、このような状況だということでご承知おき願う。準備中とのことなので、これから進むという感じとのことである。これについてはこのような状況ということでもよろしく願う。

川上議員：結局、被害届を出しているわけではない。

山下議長：今までの経過を話しすると、その物を届けているということで、何の被害になるかは警察の方ではまだわからないので、その物を受け取ったと、何の被害でという部分は該当するかどうかまた聞き取りを行いながら準備をしたいということ。

川上議員：逆に被害届を町として、議会として出さないから動いてくれないということではないのかと思う。精神的苦痛だとか議会に対する侵害だとか、そういう理由をつけての被害届は出さないとならないと思う。それがないと警察も動きようがない。被害届がない中で何を調べるのかという話になってくる。その辺のやり方がどうなのかと思う。

事務局長：警察としては、被害届が無くても、そういう状況を認知しているので、今の状況を進めていると話されていた。被害届については、警察に最初相談した時に、どういう形での被害届という話もしたけれども、これから色々調べる中で、例えば第三者が侵入したという不法侵入という形での被害になるのか、実質的な被害者がいないので、その部分での被害届というのは難しいだろうということ、警察の方では被害届が無くてもそういう状況を認知していれば動けるという話だったので、お任せをして、今後の状況をみて被害届をという形になるのかと思っています。

山下議長：補足になるが、物は届いているので、届と同じような動きを警察はするという事なので、届があるなしに関わらず、警察では調査をすると言っていた。

川上議員：警察としてはそういうかもしれないけれども、現実に議会としてどうするのかということだと思う。被害があるかどうかわからない。実際あったということ自体がわからなかったのだから、結局、その間もしかしたら被害があったかもしれないし、なかったかもしれないけれども、それはわからない。でも、現実的にはあったと考えるしかないと思う。

中島議員：今、物を見て、それがあったことに対して事件として見ているのだから、書類があるかないというのは、警察のスピードが速いとか遅いとか関係ない。受理したのだから。あるべきところではないところに物がありましたと届けているのだから。

ら。それを受理したのだから、それに沿って警察はやることをやるだろう。ただ、警察はきちんとしたものがない限り、推測では言っていないから、きちんとした証拠をつかまなければ正式な報告はないだろうと思っている。遅いとか早いとかいうのは各自の考えであって、警察はそんなに暇じゃないから。こちらがどう動いていこうが、受理してもらっているのだから、多少時間がかかっても、継続していただいているということが確認できれば、今、この場でどうのこうの言えることではないと思う。

山下議長：他になければ、その他何かあれば受けたいと思う。

山本議員：今回、能登半島地震があって、もし清水町でそういう災害がおきた場合はどういう対応をしたらいいのかというのがわからないので、参考資料は読んだけれども、水害があった時にどのように動いたのか、どのような問題があったのかというのを伺いたい。

山下議長：平成28年の水害の時に、議員としていた方がどのような動きをされたのかという部分、覚えている範囲で。

川上議員：それより、事業継続計画ではないけれども、それに近いものを議会としてきちんと作っていると思う。それは見ているか。

山本議員：議会の参考資料を見たけれども、他にももしあれば教えて欲しい。

山下議長：災害の関係の資料は手元にあって、動きは書いてあるけれども、具体的に何かあればということで。実態としてどうだったかという部分。

鈴木議員：議員がやることは基本ない。やれることは法的にも規則的にも、要は災害の時はそれぞれがそれぞれするしかないというのが現実。平成28年の災害の時には、中島議員は水道の経験があったので、町長と話してOBなどとフル稼働していた。

山下議長：暫時休憩する。

【休憩 15：02】

【再開 15：22】

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。町の本部の方針に基づいて動く、それぞれの議員ができることをやっていくということである。

桜井議員：新しく議員になられた方もいるし、議会もかわっているので、議会の中でマニュアルというか、議会の動きについて作っているはずなので、それを再度確認する時間も必要だと、勉強会は必要ないけれども、印刷物を配るだけでもいいので、そのような対応をお願いします。

山下議長：再度お配りするというのでよろしくをお願いします。その他なければ、本日の全員協議会を終了する。

【閉会 15：22】